



2026年5月14日

各 位

会社名 株式会社 明電舎  
代表者名 代表取締役 執行役員社長 井上 晃夫  
(コード：6508 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション推進部長 笹本 紋子  
(TEL：03-6420-8100)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日に開催予定の第162期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を更新しないことを決定するとともに、本プランの有効期間満了時をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）を一部改定し、下記のとおり定めることといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

昨今、我が国においては、取締役会の同意を得ずに開始される株式の大量取得行為に対しては、実際に特定の者により大量取得行為に関する提案が行われた段階で、具体的な買収者の性質や当該提案の内容、当該大量取得行為の目的・態様・条件、その他の具体的事実関係を踏まえた買収への対応方針を導入し、対抗措置の発動に関して株主の皆様意思を確認する事例が増加しております。このような近時の動向等を踏まえ、当社としても、実際に特定の者により当社株式の大量取得行為に関する提案等が行われた時点で、必要に応じて、適切な対応方針や対抗措置の発動等について株主の皆様にお諮りすることが望ましいと判断しております。

当社は、中長期戦略やコーポレートガバナンスの強化等の各施策を推進することにより、社会インフラを担う企業としての責任を果たしながら、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量買付を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

以 上